

### 第3節 生物多様性の保全

#### 1 自然公園の開発規制などを通じた生態系保全【自然環境課】

##### (1) 地域における貴重な生態系の保全

白山国立公園、越前加賀海岸国立公園と若狭湾国立公園（それぞれラムサール条約湿地の中池見湿地と三方五湖を含む）、奥越高原県立自然公園の4つの自然公園や、池河内および檜俣自然環境保全地域においては、優れた自然景観や豊かな自然環境を有しており、自然公園法や条例に基づいて、一定の開発行為について規制をすることにより、自然景観の保全や貴重な生態系の保全を行っています。これらについて、国や関係する県、市町、地域の団体などと連携して適切な管理を推進しています。

また、越前加賀海岸国立公園、若狭湾国立公園では、県において重要景観地を管理しているところもあり、土地管理権原に基づき国立公園の重要な景観を保全しています。



東尋坊（越前加賀海岸国立公園）



蘇洞門（若狭湾国立公園）

##### (2) 県民への自然環境保全の呼びかけ

自然公園などの適切な保全を推進するため、自然公園法などの開発規制の内容について、ホームページなどを利用した周知や、相談指導を行っているほか、みどりの月間（4月～5月）や環境月間（6月）、自然に親しむ運動（7月21日～8月20日）などにおいて県民への自然環境保全の呼びかけを積極的に実施しています。

また、自然公園指導員や自然公園管理協力員などと協力して、動植物の捕獲や採集をしないことおよび土石の採取をしないことやごみを持ち帰ることなど、公園利用者のマナー向上に努めています。



令和6年みどりの月間で開催されたイベント  
(上) 特別企画展「自然観察の森の生きものたち」  
(下) 自然観察会「森の幼稚園 ―春蝶と散歩―」

## 2 希少野生生物の保全【自然環境課】

### (1) 生物多様性の現状と課題

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくために重要です。しかしながら、地球規模での生物多様性の衰退が課題となっており、その絶滅のスピードは、過去のどの大量絶滅をも上回っているといわれています。国際的にも、令和4年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」において、2030年までのネイチャーポジティブ\*<sup>1</sup>の実現や、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全すること(30 by 30\*<sup>2</sup>)などを目指す、世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。こうした中、国は令和5年3月に、前戦略を見直す形で、同枠組に対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」を新たに策定しました。この戦略では次の事項が挙げられています。

[1] 2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略を設定

- ①生態系の健全性の回復
- ②自然を活用した社会課題の解決(NbS)
- ③ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

[2] 基本戦略ごとに、状態目標(あるべき姿)15個と行動目標(なすべき行動)25個を設定

[3] 行動目標ごとに、関係府省庁の関連施策367個を整理

また、国は、30 by 30の達成のために、企業の保有林や里地里山、ビオトープなど、国立公園等の保護地域以外で生物多様性に貢献している場所を「自然共生サイト」として認定する取組みを、令和5年度から開始しました。さらに、生物多様性の増進のための活動を促進することを目的に、令和6年の国会において「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が可決・成立され、令和7年4月から施行される予定となっています。

これにより、現行の「自然共生サイト」制度を土台にした、生物多様性の維持、回復、創出のための活動を認定する制度が設けられる予定です。

### ① 生物多様性の保全の普及啓発

生物多様性の危機の現状は、本県においても同様で、かつては身近な環境に普通に生息・生育していたメダカやゲンゴロウ、トチカガミやキキョウなどの種が、福井県の絶滅のおそれのある野生動植物に選定されています。

県では、このような生物多様性の現状について、これまで実施してきた自然環境保全基礎調査などをはじめとした各種調査の成果を、報告書を通して公開し、生物多様性の現状とその保全について普及啓発に努めています。



イヌワシ(県域絶滅危惧Ⅰ類)



オオキンレイカ(県域絶滅危惧Ⅰ類)

\*<sup>1</sup>ネイチャーポジティブ：生物多様性や自然の損失を止め、回復軌道に乗せることです。この実現のためには、生態系の保全といった自然保護だけでなく、気候変動対策、外来種や乱獲への対策、消費と廃棄物の削減など、様々な面での取組みが重要です。

\*<sup>2</sup>30 by 30(サーティ バイ サーティ)：生態系や生物多様性の保全のために、2030年までに、世界各国で陸域、海域それぞれにおいて30%を保全する目標のことで、2020年時点で、日本では陸域の20.5%、海域の13.3%が保護地域となっており、目標達成のためには、保護地域以外の場所(OECM、Other Effective area for Conservation Measures)での取組みが重要です。

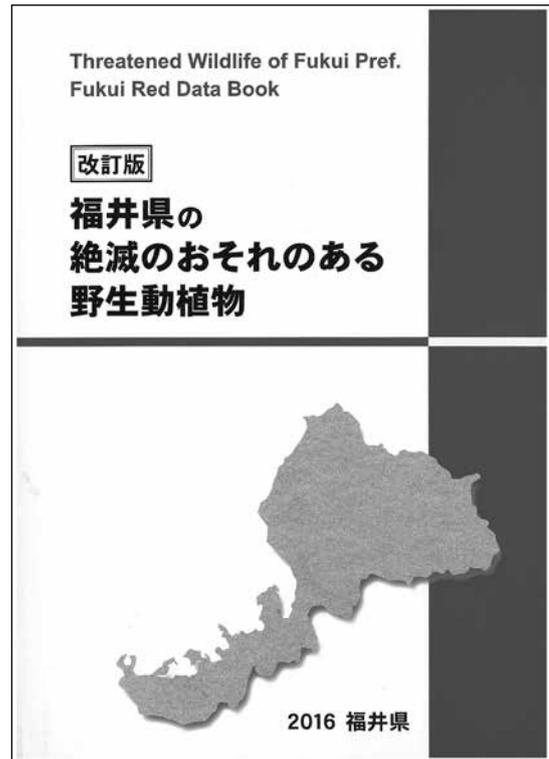
## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### ② レッドデータブックの発行

県では、本県の野生動植物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しています。平成13年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生動物」、平成15年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生植物」を発行しましたが、発行後10年を経過したことから、現状を反映した効果的な絶滅危惧種の保全につなげるため、平成27年度に改訂版を発行しました。

改訂版では亜高山帯を新たな対象地域として追加したことにより維管束植物が大きく増加し、レッドリスト（絶滅のおそれのある種のリスト）に掲載された種の総数は、9分類群の合計で、第1版では829種でしたが、改訂版では1,264種となり、435種増加しました。

レッドデータブックの作成と絶滅のおそれの原因を分析することにより、今後の対策に活かしていきます。



改訂版レッドデータブック

表2-3-1 福井県レッドデータブック

分類群	県域絶滅		県域絶滅危惧Ⅰ類		県域絶滅危惧Ⅱ類		県準域絶滅危惧類		要注目		地域 個体群	計	
	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	改定	第1版	改定
哺乳類	2	2			2	3	4	7	2	2		10	14
鳥類	1	1	21	25	27	17	29	32	11	48	6	89	129
爬虫類			1		3	1		2	4	3		8	6
両生類		1	2	1	1	1	1	4	1	3		5	10
淡水魚類			8	8	17	20	7	4	1	6	1	33	39
昆虫類	2	4	34	35	34	43	34	47	78	129		182	258
陸産貝類	3	3	4	9	16	15	6	6		21		29	54
淡水産貝類	3	3	3	3	5	8	3	5	1	4		15	23
維管束植物	13	20	159	235	130	199	76	119	80	158		458	731
統計	24	34	232	316	235	307	160	226	178	374	7	829	1,264

(2) 希少野生生物の保全活動

① 国内希少野生動物植物種の保全

国内希少野生動物植物種に指定されている水生昆虫の「ヤシャゲンゴロウ」は、本県の夜叉ヶ池が唯一の生息地であり、環境変化によっては絶滅する可能性が高い種です。そのため、環境省や林野庁、地元の市民ボランティア、大学研究者、南越前町等が協力した生息地の保全活動が行われています。また、絶滅の危機に瀕してしまった場合に、人工繁殖によって種を存続させることができるよう、県自然保護センターでは、平成30年に環境大臣から保護増殖事業計画の確認を受け、安定した飼育技術の確立に取り組んでいます。

同じく環境大臣から確認を受けている福井市自然史博物館や越前松島水族館と連携し、ヤシャゲンゴロウの生育に適した餌の確保や、水温および照度管理等の諸課題の解決に向け、試行錯誤を重ねています。

本県が生息地数において最多であるアベサンショウウオは、国内希少野生動物植物種に指定され絶滅の危機に瀕する種であり保全が喫緊の課題となっています。このため、専門家を中心とした自然再生団体が、水田や遊水地などアベサンショウウオの生息場所である水辺において、地元小学校の児童とともに生息環境整備を実施するなど、地道な保全活動を続けています。

このほか、希少野生生物やその生息地の生態系に、特定外来生物による影響が及んでいる事例も見られており、一部地域では、地域の自然再生団体や専門家、行政などにより生息環境保全のための防除活動等が行われています。

② 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業

絶滅のおそれのある野生生物の保全には専門的な知識に基づいた継続的な環境整備活動が重要であり、生き物の保全に取り組む地域の自然再生団体が重要な役割を果たしていますが、メンバーの高齢化が一つの課題となっています。

将来にわたって保全を行っていくためには、地域の豊かな自然環境を若い世代に伝え、環境保全に関心をもってもらうことが大切です。

そこで、県では、小学校と協働で保全活動を行う自然再生団体に対し、指導者の派遣や活動にかかる経費の補助をしています。令和6年度（12月現在）は、12校の小学校と協働で保全活動を行っている9団体への活動補助を行いました。



希少種保全のための環境整備活動・生き物調査  
(茂衛右門農場・片上小学校)(R6)

表2-3-2 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業補助団体一覧（令和6年12月現在）

No	団体名	対象小学校	保全対象種
1	小原ECOプロジェクト	勝山市立村岡小学校	ミチノクフクジュソウ
2	あわらの自然を愛する会	あわら市北潟小学校	海浜植物等
3	天池を守る会	坂井市立雄島小学校	水生昆虫
4	赤尾湿地を守り育てる会	あわら市本庄小学校 北潟小学校・細呂木小学校 伊井小学校・金津東小学校	海浜植物等
5	郷の森里楽	越前市白山小学校	両生類
6	特定非営利活動法人 中池見ねっと	敦賀市立角鹿小学校	水生昆虫・水草
7	ほたるの里丁有機農法研究会	大野市立下庄小学校	水生昆虫
8	株式会社 田んぼの天使	越前町立宮崎小学校	コウノトリ・水生昆虫
9	茂右衛門農場	鯖江市片上小学校	水生昆虫・魚類・両生類

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 3 地域が主体となった外来生物の防除

#### (1) 外来生物の駆除

##### 【自然環境課、中山間農業・畜産課】

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、人間活動によって海外から持ち込まれた生物の総称です。現在、国内で定着が確認された外来生物の種数は、2,000種を超えといわれ、一部の種は地域特有の生態系を破壊したり、人体に悪影響を及ぼしたり、農林水産業被害を引き起こすなどのおそれがあります。

平成17年6月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、侵略的な外来生物が特定外来生物に指定されています。

この法律では、特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外への放出などが原則として禁止されています。

平成27年3月には、環境省、農林水産省、国土交通省により「外来種被害防止行動計画」が策定されるとともに、国内の最新の外来種の定着状況等も踏まえて「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が公表され、対策すべき対象種が明確化されました。また、外来種を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」という三原則が推進されています。

本県の野外では23種の特定外来生物が見つかり（表2-3-3）、こういった特に被害が甚大な外来生物を対象に分布状況を把握し、行政や地域住民が一緒になって防除対策に取り組んでいます。（外来生物法 URL

<https://www.env.go.jp/nature/intro/>）



福井県で捕獲されたソウシチョウ

表2-3-3 本県の野外で確認された特定外来生物(23種)  
(令和6年11月現在)

分類群		種名
植物 (9種)		オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオブサモ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ
動物 (14種)	哺乳類 (2種)	アライグマ、ヌートリア
	鳥類 (2種)	ソウシチョウ、ガビチョウ
	爬虫類 (2種)	カミツキガメ、アカミミガメ
	両生類 (1種)	ウシガエル
	魚類 (4種)	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、カダヤシ
無脊椎動物 (3種)		セアカゴケグモ、ウチダザリガニ、アメリカザリガニ

#### (2) 種別の現状と対策

##### ① 植物

外来植物の分布拡大に対処するため、駆除啓発チラシやホームページによる周知・広報を行い、県民が一斉に美化運動を行う「クリーンアップふくい大作戦」等において、県民、事業者、大学、行政機関等による外来植物の駆除が進められています。

##### 【オオハンゴンソウ】

オオハンゴンソウは、北米原産のキク科の多年草で肥沃で湿った立地に生育し、在来の希少な湿原植物を駆逐するなどの生態系被害が懸念されます。県内では各地に点在し、河川上中流域で比較的多く確認されています。県では、平成21年から池ヶ原湿原（勝山市）において毎年オオハンゴンソウの除去を実施しており、令和6年は6月に地域住民や地元企業等のボランティア等と協働で駆除活動を実施しています。



オオハンゴンソウ

**【オオキンケイギク】**

オオキンケイギクは、北米原産のキク科の多年生草本で、黄色い花がきれいで観賞用や緑化用として用いられ、特定外来生物と知らずに、庭や畑で育てているケースが見られます。県内でも道路脇や民家の庭先、公園等で生育しており、県では市町を通じて駆除を呼び掛けています。花が咲き始める5月～6月頃から県内各地で地域住民等による駆除活動が実施されています。

また、県の土木事務所では、道路管理における除草作業時にオオキンケイギクの抜取りを行っています。

あわら市北潟湖畔では、令和6年5月に、北潟湖自然再生協議会が中心となり、地域住民や県立大学が協力し、オオキンケイギクの駆除が行われました。



北潟湖でのオオキンケイギク除去活動（あわら市）

**【オオフサモ】**

オオフサモは、南米原産のアリノトウグサ科の水草で、密集して生えるため、水路や河川に侵入すると、水の流れをせき止めてしまいます。また、在来の水草への影響も心配されています。県内では、越前市やあわら市、小浜市の水路や河川などで生育が確認されており、あわら市では、北潟湖自然再生協議会が中心となって駆除活動が行われています。



農業用水路でのオオフサモの駆除活動（あわら市）

**【ナガエツルノゲイトウ】**

ナガエツルノゲイトウは、南米原産のヒユ科の多年生の水草で、数cmの茎断片からでも容易に発根する非常に強い再生力を有します。本県では、令和4年5月にはじめて中池見湿地の休耕田内で2株が確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月や、令和5年にも株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたナガエツルノゲイトウ

**【オオバナミズキンバイ】**

オオバナミズキンバイは、南米および北米南部原産のアカバナ科の水生多年草で、ナガエツルノゲイトウと同様、茎の破片からも再生可能な非常に強い繁殖能力を有しています。

本県では、ナガエツルノゲイトウと同じく令和4年5月に中池見湿地の休耕田内で、1株が初確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月や、令和5年にも株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたオオバナミズキンバイ

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### ② 動物

県内で特定外来生物に指定されている動物は、6つの分類群14種が確認されています。生態系・農業・生活・文化財への被害のほか、人的被害も懸念され、地域住民からの通報などの協力を得ながら、哺乳類などは行政主導の駆除も実施しています。

#### 【アライグマ】

アライグマは、北米原産のアライグマ科の哺乳類で、平成7年に県内で初めて確認されて以降、県内全域で生息し、農業・生活・文化財・生態系への被害が確認されています。県では、平成21年度に外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を策定し、「アライグマ捕獲従事者養成講習会」を県内各地で開催し、捕獲者の育成、捕獲を進めています。



アライグマ

#### 【ヌートリア】

ヌートリアは、南米原産のヌートリア科の水辺に生息する哺乳類で、昭和51年に高浜町で初めて捕獲されて以降、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町へと生息地を拡大しています。平成21年には稲の苗への食害対策として有害捕獲が開始され、以降毎年捕獲が続けられています。



ヌートリア(三方湖(若狭町))

県では、平成25年3月に外来生物法に基づく「福井県ヌートリア防除実施計画」を策定し、「ヌートリア捕獲従事者養成講習会」を開催し、捕獲者を育成して捕獲を進めています。

#### 【アカミミガメ】

アカミミガメは、北米原産のヌマガメ科のカメで、県内の多くの市町において生息しています。幼体は「ミドリガメ」とも呼ばれ、ペットとして飼育されていた個体が逃げ出したり捨てられたりして野生化しました。在来のカメと餌や生息環境をめぐる競争のほか、水生植物や水生生物を捕食することで生態系への影響を与えます。令和5年6月に、条件付特定外来生物\*<sup>1</sup>として新規指定されました。



アカミミガメ

#### 【ウシガエル】

ウシガエルは、北米原産の大型のカエルで、多くの生息が確認されている三方湖や北潟湖の周辺で



ウシガエル

\*<sup>1</sup>条件付特定外来生物：外来生物法上は特定外来生物となりますが、通常の特定期間外生物の規制の一部が、当分の間、適用除外となっています。具体的には、一般家庭での飼育等については、許可や届出なしで行うことができます。令和6年時点で条件付特定外来生物に指定されているのは、アカミミガメとアメリカザリガニの2種のみです。

は、水生昆虫などの絶滅危惧種を捕食することによる生態系被害が懸念されています。若狭町中山のかわ田では平成26年4月から、北潟湖周辺のため池では、平成28年から駆除を行っています。

【セアカゴケグモ】

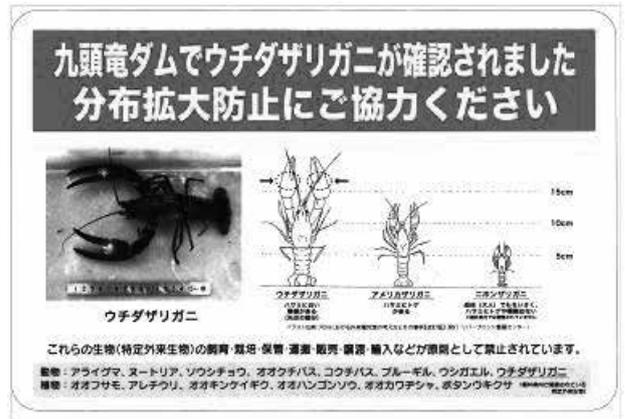
セアカゴケグモは、メスに神経毒があり、咬まれた場合、人的被害が懸念されます。平成26年7月に福井市内において、県内での生息が初確認されて以降、複数の市町で確認されています。県外から搬入された車の車体から見つかることもあり、県では、見つけたら殺虫剤等で駆除するほか、咬まれた場合は医療機関に相談するよう呼びかけています。



セアカゴケグモの注意喚起のチラシ

【ウチダザリガニ】

ウチダザリガニは、北米原産の淡水ザリガニで、県内では、平成23年6月、大野市下半原の九頭竜ダムで初確認されました。現在、本ダム湖でのみ確認されており、在来動植物への生態系被害が懸念されています。県では、拡散防止の看板を設置し、注意喚起を行っています。



ウチダザリガニの注意喚起の看板

【アメリカザリガニ】

アメリカザリガニは、北米原産の淡水ザリガニで、県内ではほぼ全域で確認されています。在来の水生植物、水生昆虫、両生類、魚類を捕食することによる生態系被害のほか、農林水産物への食害も問題となります。アカミミガメと同じく、令和5年6月から条件付特定外来生物に新規指定されました。



アメリカザリガニ

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (3) 外来魚対策【水産課、自然環境課】

外来魚とは、もともと日本に生息していなかった魚の総称ですが、中でもブラックバス（オオクチバス、コクチバス等の総称）とブルーギルは、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布が全国に広がったと考えられています。これらの外来魚は、魚や魚卵等を食べ、繁殖力の強さと環境適応能力の高さから全国各地で河川・湖の生態系や内水面漁業に被害を及ぼしています。

本県でも、ブラックバスやブルーギルが三方湖や北潟湖、九頭竜ダム、真名川ダム、河川等で確認されています。

ブラックバスやブルーギルの移植は外来生物法に基づき禁止されており、県では、漁業者による駆除への助成を行ってきました。

さらに、外来魚の実態調査や効率的な駆除方法の確立とそれに基づく漁業者への指導・助言、県民に対する啓発活動を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅を目指しています。

#### 【ブラックバス・ブルーギル】

平成14年度から三方湖で、平成20年度からはため池で、平成22年度からは九頭竜ダムで、平成30年度からは真名川において外来魚の駆除を実施しています。

地域の住民の意識啓発や地域住民の主体的な防除の拡大にも努め、モデル地区での防除を実施し、効果的な駆除手法を収集しています。



ブラックバス



ブルーギル

### (4) 侵入防止対策【港湾空港課、自然環境課】 【ヒアリ】

特定外来生物のヒアリは、平成29年6月に兵庫県尼崎市で初確認されて以降、令和6年11月末までに18都道府県で135事例が確認されています。

県ではヒアリが多く確認されている韓国からの定期コンテナ航路がある敦賀港において、平成29年7月以降、国や港湾関係者等と協力してモニタリング調査を実施しています。令和6年11月末時点で、県内においてヒアリの生息は確認されていません。



ヒアリ